



# 島根県報

平成26年3月7日（金）

第2,577号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

生活保護法の規定による介護機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（       "       ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（       "       ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業休止の届出	（       "       ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業休止の届出	（       "       ）	3
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（障 がい 福 祉 課）	4
換地処分	（農 村 整 備 課）	4
保安林の指定（2件）	（森 林 整 備 課）	4
土地収用法の規定による事業の認定	（用 地 対 策 課）	5
建築基準法の規定による道路の位置の指定	（建 築 住 宅 課）	7
土砂災害警戒区域の指定	（砂 防 課）	8

### 【公 告】

労働関係調整法の規定による争議行為を行う旨の通知の公表	（雇 用 政 策 課）	8
基本測量の終了	（用 地 対 策 課）	8

### 【教委規則】

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則	〔高 校 教 育 課〕 〔特 別 支 援 教 育 課〕	9
---------------------------	--------------------------------	---

## 告 示

### 島根県告示第116号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成26年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社デイサー ビス・キートス	出雲市小山町404番地4 Y AMAMOTOビル1 F	通所介護	株式会社デイサー ビス・キートス	出雲市小山町404番地4	平成26年2 月4日
株式会社デイサー ビス・キートス	出雲市小山町404番地4 Y AMAMOTOビル1 F	介護予防通所 介護	株式会社デイサー ビス・キートス	出雲市小山町404番地4	平成26年2 月4日

### 島根県告示第117号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成26年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
向内科小児科医院	浜田市国分町国分1981-145	平成25年4月1日

### 島根県告示第118号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成26年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人隠岐の 島町社会福祉協議会	隠岐郡隠岐の島町原田 396番地	訪問介護	隠岐の島町訪問介 護事業所	隠岐郡隠岐の島町原田 390番地3	平成26年3 月31日
社会福祉法人隠岐の 島町社会福祉協議会	隠岐郡隠岐の島町原田 396番地	介護予防訪問 介護	隠岐の島町訪問介 護事業所	隠岐郡隠岐の島町原田 390番地3	平成26年3 月31日
社会福祉法人隠岐の 島町社会福祉協議会	隠岐郡隠岐の島町原田 396番地	通所介護	中村デイサービス センター	隠岐郡隠岐の島町中村 1557番地1	平成26年3 月31日
社会福祉法人隠岐の 島町社会福祉協議会	隠岐郡隠岐の島町原田 396番地	介護予防通所 介護	中村デイサービス センター	隠岐郡隠岐の島町中村 1557番地1	平成26年3 月31日
社会福祉法人隠岐の 島町社会福祉協議会	隠岐郡隠岐の島町原田 396番地	通所介護	中条デイサービス センター	隠岐郡隠岐の島町原田 390番地3	平成26年3 月31日

社会福祉法人隠岐の島町社会福祉協議会	隠岐郡隠岐の島町原田396番地	介護予防通所介護	中条デイサービスセンター	隠岐郡隠岐の島町原田390番地3	平成26年3月31日
社会福祉法人隠岐の島町社会福祉協議会	隠岐郡隠岐の島町原田396番地	通所介護	隠岐の島町布施通所介護事業所	隠岐郡隠岐の島町布施642番地1	平成26年3月31日
社会福祉法人隠岐の島町社会福祉協議会	隠岐郡隠岐の島町原田396番地	介護予防通所介護	隠岐の島町布施通所介護事業所	隠岐郡隠岐の島町布施642番地1	平成26年3月31日
社会福祉法人隠岐の島町社会福祉協議会	隠岐郡隠岐の島町原田396番地	居宅介護支援事業	隠岐の島町居宅介護支援事業所	隠岐郡隠岐の島町原田390番地3	平成26年3月31日
社会福祉法人隠岐の島町社会福祉協議会	隠岐郡隠岐の島町原田396番地	居宅介護支援事業	隠岐の島町武良居宅介護支援事業所	隠岐郡隠岐の島町中村1541番地4	平成20年10月31日
社会福祉法人湖北ふれあい	松江市岡本町1138-1	通所介護	湖北ふれあいしんじ湖温泉デイサービスセンター	松江市千鳥町71番地	平成26年3月31日
社会福祉法人湖北ふれあい	松江市岡本町1138-1	介護予防通所介護	湖北ふれあいしんじ湖温泉デイサービスセンター	松江市千鳥町71番地	平成26年3月31日
向内科小児科医院	浜田市国分町国分1981-145	居宅療養管理指導	向内科小児科医院	浜田市国分町国分1981-145	平成25年4月1日
向内科小児科医院	浜田市国分町国分1981-145	介護予防居宅療養管理指導	向内科小児科医院	浜田市国分町国分1981-145	平成25年4月1日
向内科小児科医院	浜田市国分町国分1981-145	訪問看護	向内科小児科医院	浜田市国分町国分1981-145	平成25年4月1日
向内科小児科医院	浜田市国分町国分1981-145	介護予防訪問看護	向内科小児科医院	浜田市国分町国分1981-145	平成25年4月1日

島根県告示第119号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成26年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	休止年月日
順天堂薬局サンデーズ江津店	江津市嘉久志町2425-19	平成25年12月21日

島根県告示第120号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成26年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		休止する事業	事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	

株式会社ジュンテンドー	益田市下本郷町206番地5	居宅療養管理指導	順天堂薬局サンデーズ江津店	江津市嘉久志町2425-19	平成25年12月21日
株式会社ジュンテンドー	益田市下本郷町206番地5	介護予防居宅療養管理指導	順天堂薬局サンデーズ江津店	江津市嘉久志町2425-19	平成25年12月21日
社会福祉法人かなぎ福祉会	浜田市金城町七条イ1046番地5	訪問介護	緑ヶ丘ヘルパーステーション	浜田市浅井町122番地2	平成26年3月31日
社会福祉法人かなぎ福祉会	浜田市金城町七条イ1046番地5	介護予防訪問介護	緑ヶ丘ヘルパーステーション	浜田市浅井町122番地2	平成26年3月31日
サンキ・ウエルビー株式会社	広島県広島市西区商工センター六丁目1番11号	居宅介護支援	サンキ・ウエルビー介護センター秋鹿	松江市岡本町1041番1	平成26年3月31日

### 島根県告示第121号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成26年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい	第3キッズスペースゆうあい	松江市西川津町1408-7	平成26年3月1日

### 島根県告示第122号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成26年2月27日付けで県営土地改良事業に係る今田地区の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成26年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県告示第123号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 保安林の所在場所

隠岐郡西ノ島町大字浦郷字石原3370-1、3370-2、3376から3378まで、3379-1、3379-2、3381、3383-1、3389-1、3389-3、3391、3392-1から3392-5まで

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第124号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所  
隠岐郡西ノ島町大字浦郷字脇田小路3485-4、3485-5
  - 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第125号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により告示する。

平成26年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 起業者の名称  
奥出雲町
- 2 事業の種類  
奥出雲町新仁多庁舎建設事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
島根県仁多郡奥出雲町三成地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由

## (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、島根県仁多郡奥出雲町三成地内における4,881平方メートルの土地を起業地とする「奥出雲町新仁多庁舎建設事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、奥出雲町が庁舎を新築整備する事業であり、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である奥出雲町は、既に必要な財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

## ア 得られる公共の利益

奥出雲町は、平成17年3月に仁多郡旧仁多町と同郡旧横田町の合併により誕生した町である。合併後の庁舎は、法定合併協議会の決定により旧町役場を利用することとされ、仁多庁舎（旧仁多町役場）及び横田庁舎（旧横田町役場）として運営している。

しかしながら、昭和40年に建設された仁多庁舎は、まもなく法定耐用年数の50年を迎えることもあり、老朽化が著しく、雨漏り、汚水管の詰まり、空調設備の故障等により維持管理費が年々増大している。また、現行の耐震基準が導入される昭和56年以前に着工された旧耐震基準に基づく建物であるため、大地震が発生した場合には行政機構の維持が困難となり、災害対策機能の不全及び住民情報の損失を招くことが懸念される。さらに、相談スペースが不足しているためにプライバシー等の保護に苦慮しているほか、駐車場や待合いスペースの不足によって来庁者に不便を強いる状況にある。

本件事業の完成により、町民に対しての行政サービスの向上及び町民の安心で安全な生活の拠点として十分な機能を発揮することが認められる。

なお、本件事業の施行にあたっては、低騒音型・排出ガス対策型建設機械等を使用し、騒音等による周辺環境への影響が最小限になるよう工法に配慮することとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## イ 失われる利益

起業者の調査によると、本件事業に係る土地には、埋蔵文化財、史跡名勝天然記念物その他貴重な動植物は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## ウ 事業計画の合理性

起業者は、仁多庁舎の建て替え後も災害発生時のリスク分散、住民の利便性等の理由により、新仁多庁舎と横田庁舎で行政機能を分担することとしている。そのため、本件事業に係る起業地については、旧仁多町内の布勢、三成（以下「申請区域」という。）、亀嵩、阿井及び三沢の5地区の候補区域について検討が行われている。申請区域は他の4地区と比較して、人口及び世帯数が最も多いこと、公共施設が集中しており交通の利便性にも優れることから、申請区域が最も合理的であると認められる。

さらに、申請区域内での起業地選定においては、平地に人口が集中しており新たにまとまった庁舎敷地を確保することが難しいため、現在の仁多庁舎敷地を活用する拡張方式を採ることとし、南側案（以下「申請地」という。）、東側案及び北側案の3つの拡張先について検討が行われている。申請地は他の2つの拡張先と比較すると、移転を要する物件が最も少ないこと、敷地の高低差が小さく工事施工が容易であること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、仁多庁舎は、老朽化が著しく今後も維持管理費用の増大が見込まれること、庁舎が狭あいで利用者に不便を強いていること、災害時に行政機能の不全等が懸念されることから、早期に利便性と安全性を備えた庁舎の新築整備を図る必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

奥出雲町役場総務課

---

島根県告示第126号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成26年3月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 道路の位置

鹿足郡津和野町町田字沖田イ273番19

2 道路の幅員

4.15メートル

3 道路の延長

61.04メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、側溝、コンクリート縁石及び金属プレートにより標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成26年2月27日 第1号

備考

別紙図面は、益田県土整備事務所及び津和野町役場に備えて一般の縦覧に供する。

---

## 島根県告示第127号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年3月7日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
吉賀町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称
  - (1) 急傾斜地の崩壊  
柿木村福川A、柿木村福川B、殿明3、柿木村福川C、七日市七日市A、蓼野B、九郎原A、田野原C
  - (2) 土石流  
セド山谷川、菅原谷川A、上高尻A、上高尻B、抜月支谷A、蓼野川支川、矢野谷、トノコノ谷、幸地川、田野原A
- 3 指定の区域  
別図に示す区域（「別図」は省略し、島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所及び吉賀町役場において一般の縦覧に供する。）

## 公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、島根県医療労働組合連合会から、賃金等に関して次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成26年3月7日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 争議行為をなす日時及び場所  
日時 平成26年3月13日から問題解決までの間  
場所 次の各施設において、島根県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場  
安来第一病院、松江赤十字病院、松江赤十字乳児院、松江生協病院、松江生協リハビリテーション病院、生協東出雲診療所、斐川生協病院、出雲市民病院、出雲市民リハビリテーション病院、大曲診療所、塩冶歯科診療所、石東病院、西川病院、益田赤十字病院
- 2 争議行為の概要  
あらゆる形態の争議行為並びにこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成26年1月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年3月7日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 作業種類  
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業期間



平成25年7月10日から平成26年1月31日まで

3 作業地域

益田市、江津市

## 教 育 委 員 会 規 則

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月7日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

### 島根県教育委員会規則第2号

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編制に関する規則（昭和33年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

学 校 名 (分校名)	全日制の課程				定時制の課程				
	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	学 科	第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年
島根県立安来高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立情報科学高等学校	情報システム科	120	40	40					
	情報処理科		40	40					
	マルチメディア科		40	40					
島根県立松江北高等学校	普通科	280	280	280					
	理数科	40	40	40					
島根県立松江南高等学校	普通科	280	280	280					
	理数科	40	40	40					
島根県立松江東高等学校	普通科	240	240	240					
島根県立松江工業高等学校	機械科	40	40	40	機械科	40	40	40	40
	電子機械科	40	40	40	電気科	40	40	40	40
	電気科	40	40	40	建築科	40	40	40	40
	電子科	40	40	40					
	情報技術科	40	40	40					
	建築都市工学科	40	40	40					
島根県立松江商業高等学校	商業科	200	120	160					
	情報処理科		40	40					
	国際ビジネス科		40	40					
島根県立松江農林高等学校	生物生産科	40	40	40					
	環境土木科	40	40	40					
	総合学科	240							
島根県立宍道高等学校				普通科	640				
島根県立大東高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立横田高等学校	普通科	120	160	160					
島根県立三刀屋高等学校 (掛合分校)	総合学科	600							
	普通科	40	40	40					
島根県立飯南高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立平田高等学校	普通科	160	160	160					
島根県立出雲高等学校	普通科	280	280	280					
	理数科	40	40	40					

島根県立出雲工業高等学校	機械科	40	40	40					
	電気科	40	40	40					
	電子機械科	40	40	40					
	建築科	40	40	40					
島根県立出雲商業高等学校	商業科	120	120	120					
	情報処理科	40	40	40					
島根県立出雲農林高等学校	植物科学科	40	40	40					
	食品科学科	40	40	40					
	動物科学科	40	40	40					
	環境科学科	40	40	40					
島根県立大社高等学校 (佐田分校)	普通科	240	240	240					
	体育科	40	40	40					
	普通科			40					
島根県立大田高等学校	普通科	120	120	120					
	理数科	40	40	40					
島根県立邇摩高等学校	総合学科	360							
島根県立島根中央高等学校	普通科	120	120	120					
島根県立矢上高等学校	普通科	80	80	80					
	産業技術科	40	40	40					
島根県立江津高等学校	普通科	120	120	80					
	英語科			40					
島根県立江津工業高等学校	機械科	40	40	40					
	総合電気科	40	40	40					
	建築科	40	40	40					
島根県立浜田高等学校	普通科	200	200	200	普通科	240			40
	理数科	40	40	40					
島根県立浜田商業高等学校	商業科	80	80	80					
	情報処理科		40	40					
島根県立浜田水産高等学校	海洋技術科	40	40	40					
	食品流通科	40	40	40					
	(専攻科)								
	漁業科 機関科	10	10						
島根県立益田高等学校	普通科	160	160	160					
	理数科	40	40	40					
島根県立益田翔陽高等学校	電子機械科	40	40	40					
	電気科	40	40	40					
	生物環境工学科	40	40	40					
	総合学科	120							
島根県立吉賀高等学校	普通科	40	40	40					

島根県立津和野高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立隠岐高等学校	普通科	80	80	80					
	商業科	40	40	40					
島根県立隠岐島前高等学校	普通科	80	80	80					
島根県立隠岐水産高等学校	海洋システム科	40	40	40					
	海洋生産科	40	40	40					
	(専攻科)								
	漁業科 機関科	10	10						

## 備考

- 1 島根県立宍道高等学校定時制課程普通科の定員のうち、午前部（授業を行う時間帯が主として午前9時から正午までのものをいう。）の定員にあつては320名とし、午後部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては160名とし、夜間部（授業を行う時間帯が主として午後5時から午後9時までのものをいう。以下同じ。）の定員にあつては160名とする。
- 2 島根県立浜田高等学校定時制課程普通科の定員（第4学年に係るものを除く。）のうち、昼間部（授業を行う時間帯が主として正午から午後5時までのものをいう。）の定員にあつては120名とし、夜間部の定員にあつては120名とする。

別表第2を次のように改める。

## 別表第2 (第2条関係)

学 校 名	学 科	定 員
島根県立宍道高等学校	普通科	1,250
島根県立浜田高等学校	普通科	300

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第3条関係)

学 校 名	教育内容	学 校 に 置 く 部						専 攻 科						
		幼稚園部 定 員	小学部及び中学部	高 等 部			学 科	学 級 区 分	定 員					
				学 科	学 級 区 分	定 員			第1 学年	第2 学年	第3 学年			
						第1 学年						第2 学年	第3 学年	
島根県立盲学校	視覚障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	理療科	単一障害学級	8	8	8
						重複障害学級	3	3	3		保健理療科	単一障害学級	8	8
					保健理療科	単一障害学級	8	8	8	保健理療科		重複障害学級	3	3
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江ろう学校	聴覚障害教育	15	小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8	産業工芸科	単一障害学級	8	8	
						重複障害学級	3	3	3		生活デザイン科	重複障害学級	3	3
					産業技術科	単一障害学級	8	8	8	生活デザイン科		単一障害学級	8	8
						重複障害学級	3	3	3		重複障害学級	3	3	
島根県立浜田ろう学校	聴覚障害教育	10	小学部	中学部	美術工芸科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
					被服科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	56	48	56					
						重複障害学級	12	15	30					
島根県立出雲養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	64	32	40					
						重複障害学級	15	27	30					
	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3	3	3					
	病弱教育		小学部	中学部										
島根県立石見養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	16					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立浜田養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	16	16					
						重複障害学級	9	12	9					
島根県立益田養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	24	16					
						重複障害学級	3	3	3					
	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	重複障害学級	3	3	3					
島根県立隠岐養護学校	知的障害教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	16	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
島根県立松江清心養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	9	9	3					
						訪問学級	3							
島根県立江津清和養護学校	肢体不自由教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					
						重複障害学級	3	3	3					
	病弱教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	8					



						重複障害学級	3	3	3			
						訪問学級	3					
島根県立松江 緑が丘養護学 校	病弱教育		小学部	中学部	普通科	単一障害学級	8	8	16			
						重複障害学級	6	12	12			

## 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。